

大学院経済学研究科（専攻）単位互換制度に関する協定書

今日の学問の高度化と専門化の進展の中で、大学院にふさわしい高度な研究教育を実現するためには、各大学における改善努力とともに、複数の大学間での単位互換制度を導入することにより、大学院学生に学習する機会をより豊富に提供することは、有益かつ必要な改革であると考えます。

本協定に加盟する各大学大学院経済学研究科（専攻）（以下協定大学院とする）は、所属する大学院学生の研究機会および情報交換の場を拡充し、経済学ならびにその関連分野の研究の質を高めるとともに、大学院間の学術交流に資することを目的とし、平等互惠の精神に基づき、相互の交流と発展を目指して、単位互換制度を設置し、運用するものである。

（単位互換）

第1条 協定大学院は、その博士前期課程で開講している科目を協定大学院博士前期課程および博士後期課程に在籍する学生が聴講することを相互に認め、成績を評価し単位を認定することができる。

2 協定大学院は、前項認定単位を当該学生の在籍する課程の修了に必要な単位として認定することができる。ただし、修得できる単位数は、15単位を上限として所属大学大学院の定めるところによるものとする。

（大学院特別聴講願い）

第2条 協定大学院に在籍する博士前期課程および博士後期課程の学生が、研究上の必要により他の協定大学院の博士前期課程設置授業科目を聴講しようとするときは、大学院特別聴講願いにより所属大学大学院の指導教員の承認および受入側大学院の当該科目担当教員の許可を受けた後に、所属大学院および受入側大学院の承認を得なければならない。

2 前項の許可を受けた学生を大学院特別聴講生と称する。

（大学院特別聴講生の受け入れ）

第3条 所定の手続きにより協定大学院の学生の聴講の申し込みを受けたときは、当該大学院は、第2条第1項の手続きを経た者を大学院特別聴講生として受け入れを許可する。ただし本制度の対象となっている開講科目に、自校大学院学生の受講希望者がいない場合は、協定大学院からの受講希望者がある場合でも、当該大学院の判断によりその年度の開講を取り止めることができる。

2 各大学院の授業担当教員は、各大学院の学則等との適用性を踏まえ、かつ当該年度における適正な授業の維持などの合理的な理由がある場合は、協定大学院からの聴講希望者を断ることができる。

（事務手数料）

第4条 第3条第1項により聴講が許可された大学院学生は、受入側大学院に所定の手数料を納入しなければならない。

(履修要項等の交換)

第5条 協定大学院は、履修要項、時間割等聴講に必要な資料を、原則として毎年3月末日までに送付するものとする。

(受講者名簿および採点表の送付)

第6条 協定大学院は、毎年本制度の受講者名簿および採点表を受講者の所属する大学院に送付するものとする。

(図書館の利用)

第7条 協定大学院は、大学院特別聴講生の図書館利用に関し便宜を図るものとする。

(事務手続)

第8条 本制度に関する事務手続きは、協定大学院の事務局間で取り扱う。

(運営協議会の設置・運営)

第9条 本制度の運用にあたり、協定大学院を会員として組織する運営協議会（以下協議会とする）を設置し、毎年7月に総会を開催するものとする。

2 協議会の運営を行うにあたり、幹事校を置く。幹事校が、総会を招集し、議長となる。幹事校の任期は、4月1日からの1年とする。幹事校の選出は、原則として輪番制とする。

3 2校以上の会員から、付議すべき事項を示して総会招集の請求があったときは、幹事校は1ヶ月以内にこれを招集しなければならない。

4 総会の成立は、会員の過半数の出席を要する。ただし、委任事項を明示した書面を以って他の会員に委任したものは、出席とみなす。

5 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を要する。可否同数のときは議長がこれを決する。

6 協定大学院は、それぞれ担当教員1名および事務局員1名を定めるものとする。

(加盟)

第10条 本協定の趣旨に賛同し、本制度に加盟を希望する大学院は5月末日までに幹事校に書面を以って加盟を申請し、協議会の承認を得なければならない。

2 加盟の承認は、総会出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

3 加盟申請に必要な書類は、細則に定める。

(脱退)

第11条 脱退を希望する協定大学院は、当該年度の6月末日までに書面を以って幹事校に申し出なければならない。

2 脱退を申し出た協定大学院は、総会において脱退報告を行うものとする。

3 脱退は、その申し出のあった翌4月1日から有効とする。

(協定の更新)

第12条 本協定の有効期限は、5年とする。ただし、本協定は、総会出席会員の3分の2以上の賛成により更新することができるものとする。

2 前項により更新された協定に参加することを望まない大学院は、協定更新決定後1か月以内に幹事校に書面を以って申し出るものとし、申し出がない場合は協定を継続するものとみなす。

(改廃)

第13条 本協定の改廃は、総会出席会員の3分の2以上の賛成がなければならない。

付 則

(施行期日等)

本協定は、下記の協定大学院の加盟により、2001年4月1日から施行する。

青山学院大学大学院経済学研究科経済学専攻

専修大学大学院経済学研究科

中央大学大学院経済学研究科

日本大学大学院経済学研究科

法政大学大学院社会科学研究科経済学専攻

明治学院大学大学院経済学研究科

明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻

立教大学大学院経済学研究科

2 この改正は、2001年7月27日より施行する。

3 本協定は、下記の大学大学院研究科の新規加盟により、2002年4月1日より施行する。
東洋大学大学院経済学研究科

4 法政大学大学院社会科学研究科経済学専攻は、法政大学大学院経済学研究科経済学専攻に名称変更する。この改正は、2004年4月1日より施行する。

5 立教大学大学院経済学研究科は大学院経済学研究科経済学専攻と大学院経営学研究科経営学専攻に分離・独立する。この改正は2006年4月1日より施行する。

6 本協定は、下記の協定大学院の加盟により、2007年4月1日から2012年3月31日まで更新する。

青山学院大学大学院経済学研究科経済学専攻

専修大学大学院経済学研究科

中央大学大学院経済学研究科
東洋大学大学院経済学研究科経済学専攻
日本大学大学院経済学研究科
法政大学大学院経済学研究科経済学専攻
明治学院大学大学院経済学研究科
明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻
立教大学大学院経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻

- 7 本協定は、下記の協定大学院の加盟により、2012年4月1日から2017年3月31日まで更新する。

青山学院大学大学院経済学研究科経済学専攻
専修大学大学院経済学研究科
中央大学大学院経済学研究科
東洋大学大学院経済学研究科経済学専攻
日本大学大学院経済学研究科
法政大学大学院経済学研究科経済学専攻
明治学院大学大学院経済学研究科
明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻
立教大学大学院経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻

- 8 本協定による博士後期課程学生の本単位互換制度の利用開始は2013年4月1日からとする。

- 9 本協定は、下記の協定大学院の加盟により、2017年4月1日から2022年3月31日まで更新する。

青山学院大学大学院経済学研究科
専修大学大学院経済学研究科
中央大学大学院経済学研究科
東洋大学大学院経済学研究科経済学専攻
日本大学大学院経済学研究科
法政大学大学院経済学研究科経済学専攻
明治学院大学大学院経済学研究科
明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻
立教大学大学院経済学研究科経済学専攻、経営学研究科経営学専攻

- 10 本協定は、下記の協定大学院の加盟により、2022年4月1日から2027年3月31日まで更新する。

青山学院大学大学院経済学研究科
専修大学大学院経済学研究科

中央大学大学院経済学研究科
東洋大学大学院経済学研究科経済学専攻
日本大学大学院経済学研究科
法政大学大学院経済学研究科経済学専攻
明治学院大学大学院経済学研究科
明治大学大学院政治経済学研究科経済学専攻
立教大学大学院経済学研究科経済学専攻

- 1 1 本協定は、下記の大学大学院研究科の新規加盟により、2026年4月1日より施行する。
駒澤大学大学院経済学研究科